

簡易公募型指名競争入札のお知らせ

下記の案件について、簡易公募型指名競争入札を行いますのでお知らせします。参加を希望される方は、宇治市公募型指名競争入札(見積)実施要領、宇治市競争参加業者選定基準及び運用基準、宇治市競争入札心得を熟読、承知のうえ、参加を申し込んで下さい。

令和 7年 5月30日

宇治市長 松村 淳子

(担当課：契 約 課)

記

業務名	宇治市総合野外活動センター 電話設備改修業務		
業務場所	宇治市総合野外活動センター		
委託期間	令和7年7月2日 ～ 令和7年10月31日 122日間		
業務概要及び条件	宇治市総合野外活動センター 電話設備改修業務		
予 定 価 格	¥1,540,000 (税込)	最低基準価格	¥1,078,000 (税込)
入札参加者に必要な資格・条件			
次の①～②の全てを満たすこと ①参加資格者名簿登録 ②電話交換機（外線同時発着可能回線数4回線以上、内線電話機収容可能台数10台以上）の設置及び設定業務実績（元請）			
入札参加表明書の受付			
提出期限 令和7年6月5日(木) 午後 5時 00分 まで 提出場所 郵便入札 添付資料 別紙参加表明書に記載のとおり			
入札予定	予定日 令和7年6月25日(水) 場 所 宇治市役所 西館4階入札室		
前 払 金	無	部 分 払	無
消費税の扱い	消費税及び地方消費税を含んだ金額で行うこと		
そ の 他	本件はランダム係数を用いた最低制限価格を適用しますのでご注意ください。 本件は郵便による入札を実施します。別紙「説明会に替えて連絡する事項」を熟読してください。		

説明会に替えて連絡する事項

- ・本案件に係る質疑の受付は、次のとおりとします。
令和7年5月30日（金）午前9時から
令和7年6月12日（木）午後5時まで
- ・お知らせの入札（見積）予定は、開札予定となります。入札書（見積書）提出については、指名通知時にお知らせする指定期日（持参の場合は提出日）を厳守してください。
- ・郵便入札について、不参加により指名停止は行いません。
- ・封筒の雛形は、契約課ホームページ「様式等ダウンロード」よりダウンロードしてご使用ください。
- ・「郵便入札にあたっての注意事項」及び「宇治市郵便入札の応募案内」を熟読してください。宇治市ホームページ（<https://www.city.uji.kyoto.jp/soshiki/27/55607.html>）に掲載しています。
- ・入札、契約等に係る連絡はメールで行っており、競争入札等参加資格審査申請の際に記入いただいたメールアドレス（申請後に変更の届出をしている場合はそのメールアドレス）に送信します。新たにメールアドレスを登録される場合や他のメールアドレスに変更を希望される場合は、競争入札等参加資格審査申請事項変更届を契約課に提出してください。

予定価格を超過して入札した者の取扱いについて

- 本件の入札において予定価格を超過して入札をした者は、本件の落札者が決定せず、再発注を行う際には指名しない場合があります。
- 入札辞退者に不利益を課すことはありません。

宇治市総合野外活動センター電話設備改修業務仕様書

本章は、宇治市総合野外活動センターにおける電話交換システム一式の改修の機器選定に適用する。本章を基準に調達機種を選定し改修を行うこと。

1. 調達機器の基本条件

1.1 概要

(1) 業務場所

京都府宇治市西笠取辻出川西 1

(2) 業務内容

本業務は管理棟事務所に設置してある電話主装置及び関連する機器の改修、関連機器増設業務である。

- ① 電話主装置一式の調達、設定、据付及び調整
- ② 必要な配線一式の調達、設置、敷設及び調整
- ③ 端末機器及び通信機器の調達、設置及び調達
- ④ 各種総合接続試験
- ⑤ 既設機器で不要となる機器の撤去及び廃棄処理
- ⑥ PHS アンテナの新設

(3) 完成引渡し日

令和 7 年 1 0 月 3 1 日

(4) システム構成

本電話交換機は、電話交換機本体、電源装置、電話機、他周辺装置により構成され、下記の通話を行うことを主な目的とする。

- ① 内線相互通話
- ② 内線と局線間通話

(5) 電話交換機は、構内交換機に関する技術基準及び関係ある法令規格等を満足するものとする。

1.2 調達機器 <参考商品及び台数>

今回導入の主装置及び電話機については、発注時に販売中で新品のものとし、国内市場への十分な導入実績のある機器であることとし、参考商品と同等以上とする。

参考商品以外の商品を設置する場合は、契約後、発注者と必ず協議のうえ決定すること。なお、保守及び運用上の利用を考え、使用する機器については同一メーカーとすること。

(1) 電話交換機主装置 AspireWXPlus 1 式

(2) 24 ボタン多機能電話機 DTK-24D-1D(WH)TEL 9 台

(3)アナログ一般電話機	DTL-1-1D(WH)TEL	26 台
(4)PHS 基地局	IP5D-CS-D2	1 台
(5)PHS 端末	Carrity-NX	1 台
(6)PHS 充電台	CarrityNX CHG	1 台

1.3 電話主装置

(1) 基本仕様

通話路方式	PCM 時分割一段スイッチ
制御方式	蓄積プログラム
プロセッサ	32 ビットマイクロプロセッサ
トラヒック	6.0HCS 以上
応答方式	・個別着信方式 ・追加ダイヤルイン方式 ・中継台方式 ・分散応答方式 (DSS コンソール) ・NTT ダイヤルイン方式 ・直結式応答方式

(2)セキュリティ対策

- ①Windows 等の汎用 OS はウイルス攻撃や、設備の乗っ取り等の外部からの攻撃を受ける危険性があるため、独自に開発された OS を採用していること。
- ②外部／内部からの国際電話発信など特定の発信先番号への発信が頻発した場合、不正利用とみなし、自動的に特定の発信先を規制できる機能を有していること。

(3)収容回線

種別		実装
内線	多機能電話機	16
	一般電話機	32
特殊内線	長距離内線	4
局線	アナログ回線	8
端末	PHS 基地局	2
	ドアホン連動	1

- ①今後の増設を考えて本容量が最終的に満たせる機種を選定すること。
- ②ドアホンは既設流用可とする。

(4) 電氣的条件

電源電圧:AC100V±10V(50/60Hz)

(5) 構造

①環境条件

- ・電話交換機および付帯機器は周囲温度が 0℃～40℃で稼働できること。
- ・相対湿度が 20%～90%で稼働ができること。

②保証

納入する電話設備の瑕疵担保期間は納入日から 1 年間とする。瑕疵担保期間中に生じた材質並びに構造上の欠陥によるすべての破損、故障等は、受注者の負担で速やかに補修、改修、改造又は、取り換えを行うこと。

(6)バックアップバッテリーは 10 分間相当対応であること。

2. 調達機器の基本条件(付帯装置・端末類)

以下に示す仕様を満たすものを納入するものとする。

2.1 デジタル多機能電話機

- (1)機能ボタン数：24 ボタン、保留、転送、フッキングの固定機能ボタン 等
- (2)LCDディスプレイ：全角 14 文字×4 行表示（バックライト付き）で可動式とする。 92mm(W)×56.5mm(H)以上、168×58 ドットマトリックス 程度
- (3)外形：181mm(W)×244mm(D)×143mm(H)程度

2.2 一般電話機

- (1)機能ボタン：転送（フック）、再ダイヤル
- (2)外形：154mm(W)×222mm(D)×111mm(H)
- (3)ケーブル：2 芯モジュラーケーブル
- (4)その他機能要件
 - ①呼び出し音色が 3 種類の中から選択できる。
 - ②受話音量調整、呼出音量の調整ができる。

2.3PHS 基地局

- (1)外形：158.2mm(W)×42.5mm(D)×189mm(H)
- (2)ケーブル：2 芯モジュラーケーブル

2.4PHS 子機

- (1)外形：45 mm(W)×128 mm(D)×12 mm(H)
- (2)使用時間：連続通話 約 6 時間、待ち受け時間 約 430 時間
- (3)充電時間：約 2.5 時間
- (4)防水対応：IPX5/IPX7

3. 設置工事の基本条件

本章は、選定した機器の施工条件等を明記したものである。範囲は納入機器及びその設置、設定業務等の全てを含むものとする。

また明記されていなくても機器納入、設置及び設定に関し、当然必要なものは範囲内として適用すること。

3.1 一般事項

- (1)工事期間、工事手法、工事計画等については事前に担当者と打合せし、承認を得ること。

- (2)既設通信回線の断を伴う業務を行う場合は事前に担当者と打合せし、承認を得ること。
- (3)工事期間中は定期的に、工事の進捗等を報告すること。
- (4)現場代理人として施工に従事する者は法的に定められた有資格が作業を行うこと。

・工事担任者(AI・DD 総合種) 総務省

3.2 工事内容

施工内容については下記の通りである。

- (1)電話交換機主装置の据付及びデータ設定
- (2)電話機端末の取替
- (3)PHS 基地局の新設
- (4)PHS 子機の登録
- (5)配線工事
- (6)総合試験
- (7)既設機器の撤去
- (8)その他更新に係るために必要な工事

3.3 機器搬入

機器の搬入にあたっては、機器が破損しないように十分注意すること。万が一破損等の事故が生じた場合には受注者の負担により修理または取替を行うものとする。

3.4 設置及び設定

- (1)設置する交換機本体、電源装置、その他機器は基本的には既存の箇所に設置すること。
尚、現状の設置場所に設置が困難な場合は担当者と協議の上、設置場所を検討すること。
- (2)電話交換機の設置に伴い、レイアウト変更に伴う電気工事、空調工事、火災通報工事などの諸工事が発生する場合は現場責任者が責任を持って監督を行うこと。
尚、諸工事の費用については本工事費には含めない。
- (3)更新において新規に配線が必要な場合は配線の経路及び線種を明示すること。
なお、管理の観点から配線経路については事前の下見・打合せを必須とする。
- (4)既存の電話番号設定、着信のピックアップ、外線着信グループ、内線着信グループ等既存の電話交換機の設定を確認し、なるべく現状と同様の設定を踏襲すること。
また、差異が出てくる場合は担当者と協議の上、設定を行うこと。
- (5)設備更新完了までの間に、万が一、既設設備の故障等により電話設備運用に支障をきたす際は、直ちに修繕もしくは仮設機器の設置を行い、可能な限り復旧させること。

3.5 試験

- (1)据付完了後、各装置の単体調整を行い、通話・警報等の試験・測定を行うこと。
- (2)試験・測定の結果を試験成績書に記載し、完成図書に同封すること。

3.6 切替

(1)電話交換機の試験が終了した後に、現用機から新しい交換機に切り替えを行うが、切替に当たっては内線相互、外線発着信の接続に与える影響を最小限にするよう努力すること。

と。

(2)切替については原則営業時間外とし、担当者と日程を調整すること。

3.7 撤去・廃棄

現用の電話交換機本体、及び取外した機器、端末等は受注者の負担において撤去し廃棄処分すること。必要であれば廃棄処分した証明書類を提出すること。

なお、処分の費用については本契約の中に含むこと。

3.8 提出書類

(1)納入仕様書(着工時)

納入する機器が今回の仕様に合わせていることがわかる資料

(2)完成図書（完了後）

- ①完成図(機器構成図等)
- ②切替後工事試験成績書
- ③工事写真(前・後)
- ④取扱説明書